

笠間市議会総務企画委員会記録

令和8年6月5日 午前9時57分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	長沼恵君
〃	坂本奈央子君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

市長公室長	小里貴樹君
消防長	谷口哲也君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	平沢崇君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石井謙
議会事務局次長	小松崎守
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介

議事日程

令和8年6月5日（金曜日）

午前9時57分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第33号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第36号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）

午前9時57分開会

○川村委員長 時間が少々早いですが皆様お集りのようですので、始めさせていただきます。

おはようございます。総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては御出席を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案の説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、小松崎次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

○川村委員長 これより議事に入ります。

今期定例会で総務企画委員会に付託になりました議案の審査であります。

審査は、審査日程表により行います。

それでは初めに、市長公室人事課、議案第33号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしくお願いいたします。

改正の主な内容について御説明いたします。

本案は、実態に応じた手当の支給及び国家公務員との均衡を図る観点から、関連法の一部改正等を受け、本市職員の手当額を改正するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。

第17条、外国勤務手当につきましては、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律において新設されました同行子女手当及び在外単身赴任手当につきましては、本市においても国家公務員の手当額の100分の80の額を外国勤務手当として支給するものでございます。

3ページを御覧ください。

第19条、災害応急作業等手当につきましては、対象の作業等に従事した場合の1回当たりの支給額を引き上げるものでございます。同条に掲げております災害応急作業等に従事する全ての場合において、一律3割ほど増額となる改正でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部警防課、議案第36号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車購入）についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課中村でございます。

議案第36号 動産購入契約の締結について御説明いたします。

高規格救急自動車の購入でございます。

契約の目的でございますが、笠間消防署に配備しております高規格救急自動車は、平成25年1月の登録から13年が経過し、走行距離も18万5,000キロを超えるなど稼働力が低下しております。また、本車両は緊急消防援助隊の登録車両でもあり、大規模災害時には被

災地へ出動する重要な役割を担っております。今後も市民の安心安全な暮らしを支える救急体制を引き続き維持するため、高規格救急自動車の更新に伴う動産購入契約を締結するものでございます。

契約の方法でございますが、入札参加業者 8 者による競争入札でございます。

契約金額は3,990万8,000円で、うち消費税が362万8,000円でございます。

契約の相手方でございますが、茨城県水戸市泉町 2 丁目 3 番24号、茨城トヨタ自動車株式会社代表取締役幡谷史朗でございます。

なお、去る 5 月22日に仮契約を締結したところでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 この高規格救急自動車ということですが、今まであったものと今回導入するものの違い等があったらば、説明をお願いします。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 高規格救急自動車とは、除細動器、観察用資機材、人工呼吸器を装備したものが高規格救急自動車と言います。さらに、今回、電動ストレッチャーを搭載した仕様になっております。

電動ストレッチャーなのですけれども、本来、今までは人力で上げ下げをされていてという経緯がありまして、全国的に救急隊は腰痛が大分ひどいというところと、あとは今後女性の救急隊員が増えるというところも見越しまして、電動ストレッチャー等を搭載した高規格救急自動車となります。

以上です。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 電動ストレッチャーの違いだけなの。あとはないの。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 ただいまの質問ですが、高規格救急自動車は本来、電動ストレッチャーがなくても、高規格救急自動車と言います。先ほど言ったように、除細動器、観察用資機材、人工呼吸器等が装備されているものが高規格救急自動車というものになります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 そうすると、装備等々については、従来と差異はそんなにないということと考えていいのかどうか。それと、高額な車両なので、耐用年数もさることながら、いろいろな形の中で今後活躍をされると思うのですけれども、新しく導入する場合にもっと明確にここが違うのだよというものが分かるように示していただければ、なお理解ができ

るのではないかなと。全協で説明したのと同じなので、それ以外にどういうものがあったのかなと。

要は、前のは18万キロ乗っているということは、もう何年もたっているわけだから、そうすると新しい車両になると、それだけどこか違うわけなのです。その辺のところを、もう少し明確に言っていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 高規格救急自動車の装備的には、変わりはありません。

ただ、今回新しく装備したものが電動ストレッチャーということになります。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

西山委員。

○西山 猛委員 お尋ねいたします。車両の入替えの原因、要するに要因の一つとして稼働力の低下というような説明がありましたけれども、具体的にはどういうことを指すのですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 稼働力の低下とは、やはり不具合等が少々出てきているところがあります。例えば、ラバー類であったり、あとはバッテリー、エアコン等の不具合が出てきて、出動的には支障はなかったのですが、そういったところも出てきたことからの稼働力の低下ということになります。

以上です。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 それは、稼働力と言わないですね。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 すみません、即時対応力というところですかね。

以上です。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 では、動産購入契約の締結しました。購入の目的について、稼働力の低下というと、今現在の使っている車両が人の命を助けるわけだから、それが低下しているのだということになっちゃうと、それでもよかったのだということになりますよね。だから、それは言い方を変えていただきたいのですが、要するに老朽化でしょう。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

○西山 猛委員 要するに、消耗品等がもう限界に來ていると、それは年数と距離数を見てもそのとおりなのだと、だから稼働力低下にならないうちに車両の入替えをということなのではないですか、多分表現的には。訂正してください。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

訂正いたします。先ほどの稼働力の低下について訂正を行います。

老朽化に伴う車両更新というところでございます。

○西山 猛委員 能力低下を起こしかねないからと、そういう意味だ。

○中村警防課長 今後、稼働力の低下を起こしかねないというところで、車両の更新を行います。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の審査が終了いたしました。

執行部退席のため暫時休憩いたします。

午前１０時０９分休憩

午前１０時０９分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議をいただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告をさせていただきますこととなります。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議がありませんので、私に一任させていただくことに決定いたしました。

その他で、何かありますでしょうか。

ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

午前１０時１１分閉会